

第3回小諸市自治基本条例を考える 市民討議会

議 事 概 要

開催日時	平成25年7月26日（金）午後6時30分から
開催場所	小諸市役所本庁舎3階委員会室
出席討議員	相原久男、大林晃美、掛川なぎさ、柏木節子、上滝高、 木内忠義、木島和郎、金秀玉、釘宮晴夫、神津眞美子 小山裕也、高木蘭子、高橋要三、長岡賢司、中嶋祐子 花岡洋子、別府福雄（以上17名）
欠席討議員	勝俣啓子、木内みゆき
アドバイザー	鍛冶智也（明治学院大学 法学部教授） （氏名は、五十音順で、敬称は略させていただきました。）

1 開会

2 座長あいさつ

3 本日の討議会の進め方及び参考欄に係る質疑応答等について

(事務局から今回の討議会の進行方法について説明)

事務局 前回の討議会で確認されたとおり、全員が発言の機会を持ちやすいよう、グループ討議を併用する方式をとる。

また、事前評価・検討シートの参考欄に、アドバイザーからのコメントや条例案の策定時の議論の内容、市に対する意見についての事務局としての考え方等を記述した。時間内に終了させるために、これらの内容に対して疑義等がなければ、本日改めて討議はしないということをお願いしたい。疑義等があれば、グループ討議の前に出していただき、その後にグループ討議に入りたい。

グループ討議では、まず、発表者を決めていただきたい。そして、全ての条項について議論をしていくのではなく、参考欄に記述のないものを中心に、議論のポイントを決めた上で討議をお願いしたい。各グループには、企画課の職員も参加し、進行についても協力させていただく。

グループ討議後に、各グループから発表を行い、全体討議を経て、第2章について討議会として一定の方向を確認したい。

討議員 主に参考欄の空欄の部分について、それぞれのグループで検討していくという説明があったが、討議会では条例全体の討議をしているわけだから、出された意見の全体をグループごとに討議するのではないのか。

事務局 参考欄に記述のあるものについて、それで納得していただけるのであれば改めて討議はせず、疑義等があるものを出していただいて、全体で共有することとしたい。

座長 参考欄の記述に対して意見はあるか。

討議員 評価・検討シートの1ページにある、逐条解説の「参加しない権利」について、「参加しない権利」があるとする、参加するもしないも勝手、ということになる。選挙権にも関連すると思ったが、アドバイザーから「投票しない権利もある」とコメントされた。しかし、区に加入して協力していくためにこの条例をつくったのだから、抜け穴をつくるのはどうかと思う。

討議員	区への加入に関して整合性を持たせるのであれば、今の意見のように、矛盾が生じると思う。
座長	この件に関してのこれ以上の討議は、グループ討議で行っていただく。他に疑義はあるか。
全体	ない。
座長	それでは、全体として参考欄に対する意見はこの1項目だけとする。これについての議論は、グループ討議の中でお願いしたい。
討議員	評価・検討シートの3ページの2段目に、「本討議会が行おうとしている自治基本条例の評価・検討の対象とはなりません」とあるが、具体的な施策や取組みに関して、ある程度議論しなければ、条例の評価は難しいのではないか。どのような発言を行っていけばいいのか、説明が欲しい。
座長	只今の質問も含め、アドバイザーに討議会の進め方に関する助言をいただきたい。
アドバイザー	この討議会で求められているのは、社会情勢の変化を考慮し、条例の運用状況及び小諸市の自治の最高規範としての妥当性について、評価と検討を行うことである。条例について具体的な取組みを見て、条例自身が規定しているにもかかわらず、具体的な取組みが十分でないようであれば、どのような取組みが必要なのかを議論すればよい。また、条例自身の文言が、自治の精神を実現する取組みを阻害しているようなことがあれば、それについても議論していけばよいのではないか。文言の「てにをは」についての議論からは、離れた方がよいと思う。
座長	アドバイザーからの助言を踏まえて、グループ討議に入りたい。

4 議題

(1)「第2章 各主体の権利、役割及び責務」の評価・検討（グループ討議）

（3つのグループに別れて討議）

(2)「第2章 各主体の権利、役割及び責務」の評価・検討（全体討議）

座長 各グループでの討議内容を発表していただきたい。

討議員

Aグループは、区への加入について中心的に話し合った。

現状では、区が自治の一番の基本となっている。「区へ加入しなければならない」ということに関して、転入者に対して、市の窓口や区側からの説明が足りておらず、加入する側も加入するべきか迷ってしまう。各区でばらばらのやり方をしており、行政との連携が取れていない。行政としても、区に対する支援や、区へ加入しなければならない旨の説明を行ってほしい。その際、各区の活動や良い所など、加入する人にとって役立つ説明や指導を、区と連携して行ってほしい。そういった運用のためには、第8条に「市の執行機関との連携のもと」、第14条に「区と連携のもと」という文言を追加して、市と区との連携を強調した方がよいという意見が出た。

また、企業と区との連携についても意見が出た。

討議員

Bグループは、第9条の区への加入についてと、第10条の事業者の役割について議論した。

「区へ加入しなければならない」ということについては、現状どおりでよいという意見と、区はあくまでも自治組織だから「しなければならない」と言い切るのは問題があるのではないかと、という二つの意見が出た。そこで、第1節の「市民の権利」の逐条解説の中にある「参加しない権利」を削ることによって、条例の整合性を図り、「しなければならない」という表記はそのままよいのではないかという意見もあった。区への加入義務については、区への加入率が80%を超えているからできる、先進的なものだという話もあった。そういった中で、このまま「しなければならない」という表現でいくのであれば、区の境界の確定や加入に当たってのマニュアルなど、加入するためのサポートを行政側が充実させる必要がある。事業所の役割に関しては、雇用のあることから、区へ溶け込み、地域と一体となって活動していくのが事業者の責務・役割ではないか、という議論をした。

具体的な条文改正までは、議論が発展しなかった。

討議員

Cグループは、参考欄が空欄となっている項目について、一応全て確認した。その中で問題となったのは、区への加入についてであったため、重点的に議論した。

「全員が区へ加入すべき」ということが、私たちのグループの共通認識だった。ただし、文言について、「加入しなければならない」とするのか、「加入するものとします」とするのかについては、結論には至らなかったし、結論を出さなかった。「区へ加入しなければならない」と規定しているにもかかわらず、そのための具体的な取組みを、市も区の側も十分に行

ってこなかったということが問題だから、これから頑張っていかなければならないということで、考えは一致した。今後、区の境界の確定や、市民課窓口等での入区の説明等を、市に行ってもらいたい。

また、市民の権利について規定した第5条に関して、「まちづくりの主体として」という文言を追加して、市民の立場についてもう少し明確にした方がよいのではないかという意見もあった。

座長 各グループから発表があったが、グループ討議の提案者である副座長に、発表のまとめとコメントをお願いしたい。

副座長 全てのグループで、区への加入について意見が出されたが、条文の文言についてではなく、運用や取組みについてのものが主だったと思う。これらの意見は、この条文をどう使っていくのかという部分が、今まで足りていなかったから出てきたのだと思う。何が足りていなかったのかということ、市と区と一緒に洗い出しながら、区への加入ができるように動き出していけばよいと思う。

座長 全てのグループが区に関して議論を行ったことから、この点がこれから市民全体で考えていくべき課題と言えると思う。区の扱いについて、全体から意見が欲しい。

討議員 三つのグループが区の部分に重きを置いて議論をしたということだから、今回の討議会の重要な議論の一つだということを確認して進んでいけばよい。文言をどうするかということについては、これから進んでいく中で議論するようにし、このことが大きなポイントの一つだという共通認識を持つことが、まずは第一ではないか。

座長 ここまでで出た意見のまとめ方も含めて、アドバイザーにコメントをいただきたい。

アドバイザー 第8条と第14条に関する市と区との連携について、討議会としての課題が三つあると思う。

一つは、区への加入が義務となったにもかかわらず、市と区が連携した取組みをしていないために変化がほぼないことに対して、具体的な意見や提言をすること。二つ目は、連携については第29条にも規定があることから、第8条と第14条にも記すのであれば、どういう意味合いを持たせたいのかを考えた方がよいということ。三つ目は、参加と協働に関して、宣言はされているが、どのように参加するのか、どのように連携するのかといった手続きのルールはないということ。この討議会でも、後半の部分に

なるとそれに関する議論があるだろうから、頭に入れて進める必要がある。

座長 まとめの検討はどこまで行うかは難しいが、これからの方向性を示したい。

副座長 アドバイザーから、具体的な提言を行うという話があったが、条例を運用していく上では、そういう提言をしていくことが必要ではないか。討議会の中で、具体的な提案までできるようになればよいと思う。

討議員 そのとおりだと思う。今日の議論で言えば、「区に加入しなければならない」という規定に基づいて、加入しやすい環境整備ができていなかったというのが大方の意見だった。そのためにどのようなことを行政に求めているのかについて、境界線の確定などいくつかの具体例が出てきた。それらを整備する中で、加えるものがあれば加えて提案をしていく方向でよいのではないか。

討議員 できれば今日の討議を踏まえて、次回までに、こういう具体的な施策をまとめた、ということを出してもらえばよいと思う。それについて話し合う時間があるかどうかはともかく、共通の認識を持つておく必要がある。

座長 具体的な意見の出し方について意見はあるか。

討議員 意見の出し方ではなく、進め方の形式に関して、全員の確認を取って進めればよいのではないか。

討議員 第8条と第14条に市と区との連携を明記することについては、第29条で連携に関する記述があるとアドバイザーから話があった。それについて、第29条の討議に入ったときにスムーズに意見が出てくるように、全員に次回までに検討しておいていただきたい。

討議員 具体的な提言をするということであれば、次回でなくてもどこかで検討する時間をとってほしい。次回については、今回の討議に基づいて、どのような具体的な提言ができるかを出してもらえばよい。

事務局 第8条と第14条については、第29条と関係してくる可能性もあるので、今回は、「区への加入」について、認識が一致した部分を本討議会として確認したということをお願いしたい。文言をどうするかということについては、最終的にまとめればよいと思う。今日発表があった中で異論がなかったものについては、全体で確認したということをお願いしたい。

(3)「第3章 市政運営」の取組み状況等について

(事務局から「小諸市自治基本条例を踏まえた具体的取組事例 ー第3章 市政運営ー」に基づいて説明)

5 その他

(読み合わせ会について)

事務局 副座長に計画していただき、読み合わせ会を2回行った。座長、副座長と打合せを行う中で、討議会以外にも、ざっくばらんに話せる場があったらよいということで開催した。継続して行いたいと思っている。

副座長 討議をするというよりも、何人かで読み合せをして、理解を深めていこうという趣旨のものである。日時等参加者の都合に合わせて、今後も開催したいと思う。

(評価・検討シートの内容について)

討議員 第3章の具体的取組事例に対して、市の執行機関に関する課題もいくつかあるだろうし、意見も出してもらいたいが、事前評価・検討シートの中に、市の執行機関の意見は反映されているのか。

事務局 事前評価・検討シートの中には記述していない。討議会の中で発言をさせていただくということでご理解いただきたい。

討議員 それでは、取組事例は、行政の方ではこういうことをやりました、というだけのものか。実際に行政が行った取組みなのだから、どういうことが困ったとか、よかったという記述があってもいいのではないか。実際に行った側の意見も大事だと思う。

事務局 これまでは主に評価・検討シートの参考欄に記述してきたが、市の執行機関の意見として、取組みを行う中で不十分な点や不都合な点があれば記述するようにしたい。

(討議会の進行について)

討議員 三つのグループの発表があり、それに対して感じたことを発言し、そしてアドバイザーの助言がある、という形で討議会を進めていければよりよい討議になると思う。それを受けて、こういう「まとめ」でよいかと討議員に投げかけ、全員の確認を取りながら進めることで、より密度の濃い討議会になっていくと思う。そのような進行になるように、よろしくお願いし

たい。

6 閉会